

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、学校法人四徳学園の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等に対しては、それぞれの勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤の役員 支給しない
- (3) 評議員 支給しない

2 職員を兼務する役員等には、報酬は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第 3 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて、当該各号に定める額の範囲内で支給する。

- (1) 報酬 別表 1 に定める額
- (2) 賞与 職員の賞与支給時の支給率に準じて算出される額を限度として
- (3) 退職手当 退職手当規程に準じて算出される額

(報酬等の支給方法)

第 4 条 常勤の理事に対する報酬等の支給方法は、給与規程及び退職手当規程に準じて支給する。

(功労金)

第 5 条 在職中に功労顕著であった役員等に対しては、第 3 条に基づく退職手当のほかに、理事会の議決を経て功労金を支給することができる。

(改正)

第 6 条 この規程の改正は、理事会の議により行う。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 25 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000 千円を限度として
常勤の理事	月額 500 千円を限度として